

「豊かな心」の育成（生徒指導の充実）

生徒指導は、児童生徒に望ましい生き方を身に付けさせるための重要な機能である。

また、生徒指導は、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成することが生徒指導の目標である。

1 生徒指導

（1）自己指導能力の育成

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

○ 自己決定の場を与える

児童生徒が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内で、自らが行動を選択し、その行動に責任を取る機会を与えることである。

○ 自己存在感を与える

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、一人一人の存在を大切にしている指導のことである。また、自己存在感は、他者とのかかわりの中で見いだされることもあることから、望ましい集団づくりが重要である。

○ 共感的人間関係を育成する

教職員と児童生徒及び児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することである。

（2）生徒指導の在り方

今日、児童生徒の問題行動が社会問題となる中で、生徒指導はともすれば表面的に現われた問題行動そのものへの対応といった側面のみが強調され、対症療法的な指導になりがちである。

しかしながら、本来の生徒指導は、児童生徒一人一人の健全な成長を促し、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、問題行動の有無にかかわらず、全ての学校で取り組む必要がある。

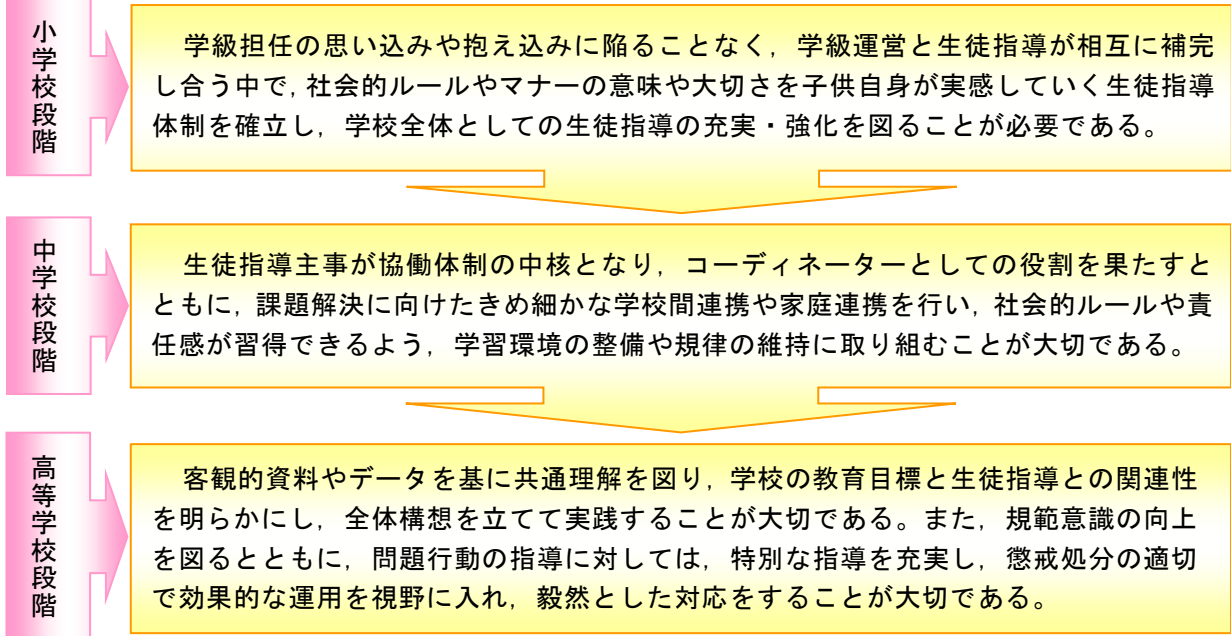
そのため、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場を通じて、児童生徒に自己選択や自己決定の機会を与え、その過程において、児童生徒が、将来、社会の一員として、集団の中でルールを守り、個性を発揮し社会に貢献するという人間としての在り方生き方を身に付けるよう適切に指導・支援を行うことが重要である。

生徒指導の在り方・進め方として大切なことは、ルールを守らず他者に迷惑をかけるなどの行為に対しては、毅然とした粘り強い指導を丁寧に行うとともに、教職員が児童生徒の心に寄り添い、今後の生き方などを共に考え、共に困難を乗り越えようとする姿勢である。

2 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立とは、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事をコーディネーターとして、全ての教職員が指導方針・指導計画等について共通認識をもつとともに、それぞれの役割を明確にした上で、報告・連絡・相談・確認等を確実にを行い、組織として一貫性を持ち、徹底した指導を継続的に行うことができる状態のことである。

(1) 各発達段階における生徒指導体制の在り方



(2) 生徒指導体制の自己評価

生徒指導の充実のためには、全ての教職員が、児童生徒一人一人に対して、あらゆる機会を通じて自己指導能力の育成を目指す指導を行うことが大切である。

そのため、「指導の計画 (PLAN)」、「実際の指導 (DO)」、「指導に対する評価 (CHECK)」、「指導の改善 (ACTION)」を組織的に行う必要がある。

指導に対する評価を行う際には、指導計画や実際の指導そのものについて振り返るとともに、日常の教育活動や生徒指導体制を項目化して点検することが効果的である。

各学校では、実態に合わせて、生徒指導体制点検表（下記（例）参照）を作成し、組織として、また、教員一人一人が自己評価（分析）を行うことが大切である。

また、保護者や地域住民などの学校関係者による評価委員会や外部の専門家による客観的な第三者評価に委ねることで評価の信頼性が高まる。

これらの評価を基に、各学校の生徒指導体制について検討・見直しを行い、次の指導計画の作成及び実際の指導に役立てるようにする。

【参考】 生徒指導体制点検表（例）

番号	項目	している	していない
1	あいさつ等マナーの指導をしているか		
2	指導の基準を文章化して配付するなど全教職員に周知・徹底しているか		
3	児童生徒に積極的に声をかけているか		

(3) 教育相談体制の確立

- ア 児童生徒が、気軽に悩みや不安を相談できる体制づくりを進める。
- イ 全ての教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に自発性・自律性・自主性が醸成されるよう指導することが大切である。
- ウ 教育相談体制を充実させるために、次のような取組が考えられる。

- 校務分掌に教育相談を推進する分掌及び担当者を位置付ける。
- 学校経営計画の中に、教育相談の計画を位置付け、教育相談実施計画を作成する。
- 教育相談部、生徒指導部及び担任の相互の連携や相談機関との連携の在り方について、全教職員に周知し、積極的な連携を図る。
- 子育て座談会や子供理解を深めるための講演会等保護者研修会を企画し、保護者の教育相談に対する理解を深める。
- 構成的グループ・エンカウンター等の研修会を開催し、積極的生徒指導やカウンセリングのスキルの向上を図るとともに、児童生徒へ積極的に実施し、自己肯定感や自己存在感の育成に努める。

(4) 開かれた学校づくりの推進

- 家庭・地域・学校が一体となって、児童生徒の豊かな人間性の向上を図るために、学校が、地域貢献や情報提供を積極的に行うなど信頼関係を構築することが重要である。
- ア 目標や方針等はあらかじめ児童生徒、保護者及び地域住民に十分説明し、その理解を得て、協力体制を作っておくことが大切である。(学校説明会、体験入学、入学時説明会、保護者会、地域懇談会、学級懇談会等)
 - イ 学校通信等を発行したり、ホームページ等に公開したりして、学校の情報を積極的に広報するとともに、電子メールや電話等で意見を聞く窓口を設けておく。
 - ウ 地域の行事に参加し、地域と連携した教育内容づくりを工夫する。
 - エ 上記アで説明した目標や方針について、取組の結果をホームページ等で公開するなど説明責任を果たす。

(5) 危機管理体制の確立

- ア あらゆる問題行動や非常事態が起こり得るとの認識に立ち、「危機の予測と準備」、「危機の回避」、「危機発生時の対応」、「危機の再発防止」など学校独自のマニュアルを作成しておく。

参考：本誌 第4章 「危機管理体制の徹底」 P173

- イ 問題行動の発生や児童生徒が重大な傷を負った場合などを想定(シミュレーション)し、ロールプレイングなどの手法を用いた研修を実施するなどして、教職員の共通理解を図るとともに、マニュアルの改善、見直しを図る。

3 規範意識の向上

現在、学校における生徒指導上の諸課題は、極めて多岐にわたるものとなっている。各発達段階における問題行動は様々であるが、その原因や背景には、社会性や耐性、基本的なモラル、公德心、公共心、規範意識などが低下しているという指摘がある。

将来を担うべき児童生徒が、人間的なふれあいの中で、自分を律する態度や能力及びルールやきまりを守るなどの規範意識を向上させることが大切である。

(1) 学習内容

自他の権利を尊重する上で重要な法や社会規範、道徳の意義や役割について学習することが必要である。

- 学校や社会で生活する中で守るべき約束事にはどのようなものがあるか、また、その約束はなぜ定められているのかなどについてブレインストーミング形式で出し合い、自分（たち）はどう行動するのか、望ましい行動とは何かなどについて考える。
- ルール違反によって迷惑を被っている者はどのような気持ちなのかなどについて少人数で話し合い、全体で発表し合う。
- 学級（ホームルーム）の中での「ルールを守った行動」、「正しい行動」、「他者を思いやる行動」などを取り上げ、少人数で話し合い、全体で発表し合う。
- 集団の中で不正や不公平な場面に直面したとき、知らない振りをしていないかなど自分自身の行動を振り返り、「自分ができることは何か」について考えてみる。
- 個人の「自由」と「責任」や、「権利」と「義務」の意義についての自覚を一層深める指導を行うとともに、児童生徒の問題行動と関係法規の関係を明確にし、児童生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務を指導していく。

（２）活動場面

各教科等の授業だけでなく部活動などの課外活動も含めた全ての教育活動で規範意識を育てるという意識をもつこと。また、児童生徒に使命や役割を与え、行動を選択する機会をつくり、自ら判断、行動させ、その結果に責任を取らせる経験を繰り返し用意することが必要である。

4 地域や関係機関との連携の強化

児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校だけで解決しようとするのではなく、地域や警察等の関係機関と協働して幅広く取組を進めるよう、適切に連携することが大切である。

学校が地域や関係機関等と連携する場合は、次の点に留意することが大切である。

- 学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進める。
- 生徒指導体制を確立し、全教職員が共通認識を図り組織的な連携を進める。
- 連携する関係機関の役割及び専門性を認識し、相互の立場を尊重し合い協働して解決に当たる。
- 問題行動に関する情報交換といったことが中心である情報連携からサポートチームや協議会等を積極的にもつなど、意思の疎通を図り、ネットワークとして一体的な対応を行う行動連携を行うようにする。

（１）地域との連携

学校が様々な機会を活用し、地域に開かれた学校づくりを行うことで、教育方針や生徒指導への理解と協力が得られるようになる。

その際、校区内や市町内の連携先をあらかじめ一覧表にして関係機関の役割や特徴を認識しておくことが必要である。また、学校が校区内の関係機関を有効に活用するためには、市町教育委員会がコーディネーター役を果たすことが重要となる。

連携の方法としては次のような例が考えられる。

- 学校通信やホームページ等を活用して学校の様子などを定期的に知らせる。
- 学校行事への参加を求めたり，授業参観へも保護者以外の参加ができるように工夫する。
- 地域の行事やボランティア活動へ，学校から積極的に参加する機会をつくる。
- 課題が深刻な児童生徒には，行政機関，近隣校，青少年育成団体，関係機関等と連携したサポートチームなどをつくり，児童生徒の指導のための援助を求める。

(2) 警察との連携

ア 連携の留意点

- (ア) 連携については，相談，情報交換，事件通報，共同活動など様々な方法があるが，事案に応じて適時，適切に行うことが大切である。
- (イ) 連携の目的を明確にし，双方が共通認識をもった上で，警察に任せきりにするのではなく，児童生徒にとってどのような指導方法が適切であるのかを判断し，学校が主体的に取り組むことが必要である。
- (ウ) 警察と連携する場合は，そのねらいを保護者に十分説明し，理解を得ながら取組を進めることが大切である。
- (エ) 警察から連絡があった事案については，学校における指導の経過等を警察に連絡するなど，継続的な連携が大切である。
- (オ) 定期的な情報交換や対応方針等についての協議など，日常的な連携を行い，信頼関係の構築に努めることが大切である。

イ 連携方法

- (ア) 「学校警察連絡協議会」を開催し意見交換を行ったり，関係団体と協力して街頭指導を行ったりするなど，常に情報交換のできる機会を確保し，信頼関係をつくる。また，非行の低年齢化などから，関係する小・中学校の参加を積極的に求め，小・中・高・特別支援学校等が連携して具体的な行動計画を作成するなど，問題行動の解決に向けて実働できるよう創意工夫する。
- (イ) 警察と連携して，薬物乱用防止，交通安全，非行防止，暴走族加入防止などの「教室」を開催し，児童生徒の規範意識を醸成し，社会の一員として自律した行動ができるように指導する。

ウ 児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応

- (ア) 広島県教育委員会と広島県警察は，平成 13 年 1 月 1 日から，警察が問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し，学校と連携して継続的な指導が必要であると認められるもので，次の 4 点に該当するものについて学校へ連絡するよう申し合わせている。(連絡の時期は，平成 25 年 1 月 1 日から，逮捕事案は送致完了時，在宅事案は送致等判断時点となった。)

- 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動
- 送致又は通告したぐ犯少年に係る問題行動
- 不良行為に係る問題行動
- その他，犯罪行為や触法行為があったものの，被害申告がされないなど，諸般の事情により事件（事案）処理が行えない事案のうち，今後特に学校における継続的な指導が必要であると認められる問題行動

(イ) 連絡内容の取扱いについて次の5点に留意する。

- 警察との連携については、校長、教頭又は生徒指導主事が責任を持って当たり、警察からの連絡に対して報告・連絡・相談・確認を確実に行うとともに、学校においても、当該児童生徒から事情を聴くなど組織的に対応すること。
- 警察からの連絡内容については、その取扱いを慎重に行い、指導の目的以外に使用したり、連絡内容が関係者以外に漏れたりしないよう特に留意すること。
- 事件に多くの児童生徒が関わっていた場合や事件が複雑な場合は、直接、警察署に行き、正確な事実の把握に努めること。
- 生徒に対する処分としての懲戒については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという認識に立ち、慎重に行うこと。
- 学校の指導の結果を警察へ連絡するなど、その後の連携に生かすこと。

(3) 福祉との連携

参考：本誌 資料一覧 生徒指導資料 No. 40

ア 日々の連携の必要性

学校は、日ごろから関係機関等と連携をしておくことで、人と人とのつながりが深まり、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、適切な「緊急時の対応」につながる。

また、それぞれの機関の役割及び専門性、所在地や担当者などを明確にし、一覧表を作成し、職員室に掲示したり、全教職員に配付したりすることにより、迅速な対応を行うことが大切である。

イ 連携を行う際の留意点

(ア) 学校の主体性

学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めること。

(イ) 組織的な連携

校内での支援体制を確立し、個別の指導計画を作成・活用するなど、全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進めること。

(ウ) 関係機関の役割と専門性の理解

連携する関係機関の役割及び専門性（機関の機能の限界を含め）を認識し、相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たること。

ウ 要保護児童対策地域協議会

市町に設置されている要保護児童対策地域協議会とは、子供の虐待、非行等に対する支援を目的とした、地域の子供と家庭に対する援助のためのネットワークのことである。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が課せられ、平成20年改正では、支援対象を、要支援家庭（特定妊婦を含む）に拡大するとともに、調整機関に専門職の配置の努力義務が課せられるなど、地域協議会の機能強化が順次図られ、平成28年改正では、調整機関に専門職を配置することが義務化されている。

個別ケース検討会議を開催する際には、学校の管理職が、当該児童生徒が在住している市町福祉課に依頼する。会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で支援が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した支援を行うことが大切である。

5 犯罪を未然に防止する指導

児童生徒が犯罪の加害者にも被害者にもならないために、学校においては非行防止教室等を計画的に実施するとともに、次のことに取り組むことが重要である。

(1) 指導方針に基づく毅然とした粘り強い指導

指導方針を明確化し、統一した基準に基づき、一貫性のある毅然とした粘り強い指導を行う。

(2) 児童生徒一人一人の規範意識の醸成

あらゆる教育活動を通して、ルールを守ることの大切さや他者への思いやりの心を育成するとともに、小さな問題行動も見逃すことなく、「いけないことはいけない」という指導を通して、善悪を判断する力や正しい態度を育成する。

(3) 家庭、地域との連携

家庭では、基本的な生活習慣などを身に付けさせ、ルールを守ることの大切さを繰り返し教えるとともに、地域においても、良いことをした子供をほめたり、ルールやマナーに違反した行動をする子供に注意したりするなどの声かけを行い、家庭・地域・学校が一体となって子供を育てることが大切である。

家庭や地域の協力を得るためには、「学校だより」やホームページ等を活用して、学校が積極的に生徒指導の状況や体制に関する情報提供を行うことが大切である。

6 命を守る教育

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る指導の充実が必要となっている。

(1) 命の教育の意義

命の教育とは、命の大切さについて考えさせる指導であり、児童生徒が生や死の意味について真剣に考え、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感できるよう指導することが大切である。

ア 命を取り巻く危機的状況について

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶たない。その背景として、少子化や核家族化、都市化など、急激な社会変化の中で、児童生徒が家族の誕生や親族の死など、命に係わる重要な場面に直接触れる機会や体験が極端に少なくなっていることが指摘されている。

イ 命の教育を進める視点

道徳科はもとより、総合的な学習（探究）の時間や各教科の中で、また、特別活動等との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを立て、教育課程全体を見渡して、命の教育に取り組むことが求められる。

実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分自身を大切に思う自尊感情を育む。
- 命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る。
- 児童生徒個々の発達の段階に配慮する。
- 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る。

(2) 暴力行為やいじめ等の被害を受けた児童生徒への適切な対応について

学校は、被害を受けた児童生徒を（物理的、心理的に）守るという視点を強くもって対応することが大切である。繰り返し被害を受けたり、「また被害を受けるのではない

かといった不安」をもって学校生活を送ったりするなど、安心して登校できない状況とならないよう、被害を受けた児童生徒への配慮や適切な支援を行うことが大切である。

ア 問題行動に係る事実確認を行う上での配慮事項等

(ア) 複数の教員で被害と加害の児童生徒双方から個別に事実を確認する。

(イ) 聴き取りの時間（時刻）、場所等に配慮する。特に、多くの児童生徒がいる場面での呼び出し等は避ける。

(ウ) 被害児童生徒に対しても、事実確認後、学校はどのように指導を進めるのかなどを丁寧に説明する。

(エ) 事実確認の概要については、必ず学校から保護者に説明する。

イ 定期的な面接等による被害児童生徒の状況把握

加害児童生徒による謝罪終了後も、学年主任や担任、生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等が、当該児童生徒に対して計画的に面接を行い、出欠状況や新たな被害の有無（客観的事実）などとともに、不安や悩みの有無（心理的事実）などについて把握する。

ウ 関係機関等との連携

学校だけで被害児童生徒への対応の全てを行うことは困難であるという認識をもつことが大切である。そのため、より専門的な援助が必要と判断した場合には、被害を受けた状況を踏まえて、警察、医療機関、こども家庭センター及び精神保健福祉センター等と連携する。また、スクールカウンセラー配置校にあっては、計画的に被害児童生徒のカウンセリングを実施することで、客観的事実や心理的事実を把握し、当該児童生徒の不安等を減少させるとともに、状況を組織的に共有する。

エ 教育相談の充実

(ア) 体制づくり

教育相談は、教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえる。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築する必要がある。

(イ) 校内研修

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられた知識と技術の両面が大切である。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要である。

(3) 多様性の理解について

多様な他者の存在を認め、誰もが相互に個性と人格を尊重し支え合い、すべての児童生徒が孤立することなく、安心して生活できる環境を整えていくことが大切である。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。特に以下の児童生徒についての支援を学校全体で行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い。それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児

児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について理解する。

性同一性障害に係る児童生徒やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒がその戸籍上の性別によくみられる服装や髪型等をしていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと。

(4) 児童生徒の自殺の防止について

参考：本誌 資料一覧 生徒指導資料 No. 38

ア 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則がある。これは、「Tell」, 「Ask」, 「Listen」, 「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものである。

- [T] 子供に向かって心配していることを言葉に出して伝える。
- [A] 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構わない。
これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となる。
- [L] 傾聴する。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾ける。
- [K] 危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求める。
自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者に知らせて、子供を医療機関に受診させる必要がある。

イ 子供に必要な自殺予防の知識

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとするのは大切だが、他者に相談できることも生きていく上で素晴らしい能力だということを普段から伝えておくことも大切である。

「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴き、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調する。子供の場合、相手に同調することでともに自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからである。

自殺予防のための相談機関や医療機関にはどのようなものがあるか、普段から知っておくことも必要である。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行きづまったときに命を救うことになる。

7 心の回復力を育成する指導

子供を取り巻く環境が複雑で多様化する中で、困難な状況に対峙し、立ち直っていく力を児童生徒に身に付けさせるため、レジリエンス（心の回復力）を育成する指導の充実が必要である。

(1) レジリエンス（心の回復力）

アメリカ心理学会では、レジリエンス（心の回復力）のことを「逆境やトラブル、

強いストレスに直面したときに、「適応する精神力と心理プロセス」と説明している。心の回復は、子供の生まれつきの特徴や形成された能力だけで達成できるものではないため、心の回復力は子供の力と子供を取り巻く環境の支援が一体になってつくられる合成的な力だと言える。

(2) レジリエンスを鍛える3つのステージと7つの技術

ステージ		技術	段階
第1	ネガティブ感情に対処する	第1	ネガティブ感情の悪循環から脱出する
		第2	役に立たない「思いこみ」をてなずける
第2	レジリエンス・マッスを鍛える	第3	「やればできる！」という自信を科学的に身に付ける
		第4	自分の「強み」を活かす
		第5	こころの支えとなる「サポーター」をつくる
第3	逆境体験を教訓化する	第6	「感謝」のポジティブ感情を高める
		第7	痛い体験から意味を学ぶ

(3) レジリエンスを養う技術 (対応例)

ア 第1ステージ：ネガティブ感情に対処する

(ア) 第1の技術「ネガティブ感情の悪循環から脱出する」

ネガティブな感情をまず認知させ、その感情を反芻させないために、自分に合った「気晴らし」の方法をとらせる。

(イ) 第2の技術「役に立たない『思いこみ』をてなずける」

自分にとって問題となる出来事（体験）は、思いこみという色眼鏡を通して感情を生み出す（反応）原因となる。その感情が生まれた原因を考えさせたり、自分自身の思いこみのパターンを認識させたりする。

イ 第2ステージ：レジリエンス・マッスを鍛える

(ア) 第3の技術「『やればできる！』という自信を科学的に身に付ける」

何か困難な課題に挑戦しているときや小さな成功をしたときに、励ましの言葉や褒め言葉をもらうと、それが自分の小さな自信の源となり、自己効力感が向上する好循環のきっかけになることがある。また、口で伝えた励ましも効果的だが、それが書面で伝えられた場合、受け取った本人が繰り返しその文書を目にすることで、励ましの効果が再現されるため、長期にわたる効果がある。

(イ) 第4の技術「自分の『強み』を活かす」

強みとは、心理学的に「本質的で自分に活力を与え、最高の実力と成功へと導く、内に存在する資質」と定義づけられている。自分に隠された強みを発見する方法として「強みコーチング」があり、信頼できる誰かにコーチングしてもらうのが理想である。「これまでで最も大きな成功は何？」、「自分の一番好きなのところはどこ？」等の質問を耳にすると、自分の思考が働き、普段は考えていないような答えを返す対話の作用が働く。

(ウ) 第5の技術「こころの支えとなる『サポーター』をつくる」

困難を乗り越えなくてはならない場面で必要になってくるのが、教師や家族、友人などのサポートである。これは、逆境を経験し、そこから再起して成長した

人のほとんどが「自分ひとりの力では立ち直れなかった。助けられたことにとっても感謝している」と回想していることから、レジリエンスに欠かせないものであると考えられる。

(エ) 第6の技術「感謝のポジティブ感情を高める」

感謝とは、人に助けてもらったときや良い状況に恵まれたときに生まれる感情であり、自分の置かれた境遇をありがたいと深く感じる気持ちでもある。

感謝というポジティブな感情を高めるためには、「感謝日記を書く」、「その日に起きた三つの良いことを思い出す」、「感謝の手紙を書く」などの方法がある。

ウ 第3ステージ：逆境体験を教訓化する

第7の技術「痛い体験から意味を学ぶ」

不幸に感じるような体験、心に痛みを感じるような体験をした人の中には、素晴らしい自己成長を遂げる人がある。その成長は計画的にできるものではない。

予期せぬ問題に直面し、心や感情を揺さぶられるようなつらい体験をし、それを乗り越えたときに達成できる心理的な成長である。自分の力ではどうにもならないような危機をもがき苦しみながらも努力の結果乗り越えたときに、「生への感謝」、「深い人間関係」、「自己の強さ」、「新しい価値観」といった「ポジティブな変化」がその人の内面で生まれる。

(4) 「メンター」がいることの効果

心の回復研究の中で、心の回復ができた子供には「メンター」がいたことが見出されている。「メンター」とは、社会的に未成熟な段階にある青少年に対して、関心を寄せ、見守り、指導してくれる年長者のことである。

ある研究によると、「強いストレスを受け続けた子供の心の回復が起こるかどうかの最も重要な要因は、『メンター』がいたかどうか」ということであった。

「メンター」がいることの効果について、次の3点があげられている。

- (誰かが、自分のことを心配してくれていることで) つらい経験が和らぐ。
- 「つながる」感覚を持つことができる。
- 「健康な役割モデル」を提供してくれる。

「メンター」の役割の中核は、子供たちに対して、自分を心配してくれる人がある、あなたは決して一人ではないというメッセージを伝え、自分は一人ではないという感覚を与えることにあると言える。また、少なくとも一人の家族と強い絆を持ち、規律正しい生活を送る子供は、レジリエンスが強くまっすぐに育つという研究もある。

(5) 取組の充実

レジリエンスを養うためには、日々の教育活動の中で児童生徒の状況を的確に把握し、適切な声かけを行ったり、定期的な個別面接や児童生徒が相談しやすい環境を整えたりするなど、組織としての意図的・計画的な取組が求められる。そのためには、授業や特別活動等全ての教育活動を通して、小さな成功体験を味わう機会を与えたり、体験を振り返らせ、友達等と共有させたりするなどの具体的な取組を一層充実させることが必要である。

参考：久世浩司著『「レジリエンス」の鍛え方』実業之日本社
参考：本誌 資料一覧 生徒指導資料 No. 36

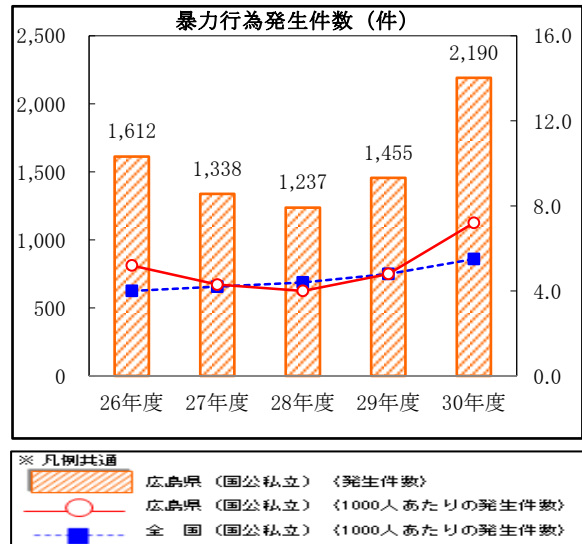
8 暴力行為への対応

国公立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）の合計は2,190件で、前年度と比較すると735件（50.5%）増加した。

校種別に前年度と比較すると、小学校では1,095件で502件（84.7%）増加、中学校では868件で199件（29.7%）増加、高等学校では227件で34件（17.6%）増加した。

平成22年度（1,639件）のピークと比較して、551件（33.6%）増加した。

全校種において暴力行為発生件数が増加した。



（1）暴力行為の形態

文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、暴力行為を「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の四形態としている。

（2）暴力行為に対する指導方針の明確化と周知

暴力行為の指導に当たっては、事前に「どのような行為を指導するのか。」に加えて「その行為の問題性」等を明確に示し、児童生徒及び保護者に様々な場面を活用し、指導方針を繰り返し周知徹底することが重要である。

また、（1）に示す暴力行為の形態以外にも、教職員に対する暴言や児童生徒を傷つける発言等に対しても毅然として指導するという方針を明確に示しておくことが大切である。

（3）指導方針を明確にした組織的な指導

暴力行為をはじめとする問題行動や非行に対しては、事実確認を正確に行うとともに、あらかじめ定めた指導方針に基づき生徒指導規程を整備して、児童生徒、保護者及び学校関係者に周知し「社会で認められないことは、学校でも認められない。」、「毅然とした粘り強い指導こそ、子供たちの社会的な自立を育む。」という認識のもと、警察等関係機関との連携を視野に入れた指導を行うことが大切である。

ア 適切な初期対応と正確な事実確認

児童生徒の問題行動に対しては、事実を曖昧にすることなく、事前に示した指導方針に基づき、毅然とした指導を行うことが重要である。そのためには、問題行動発生時に、その場で問題のある行動を指摘するなど、適切な初期対応とともに、5W1Hに基づく正確な事実確認を行い、事実を明確にすることが重要である。

イ 特別な指導の充実

児童生徒に対して「なぜ暴力行為を行ったのか。」、「誰にどのような迷惑をかけたのか。」、「今後、どのような行動を行うことが望ましいのか。」など、自らの行動を振り返らせる特別な指導を行うことで、望ましい行動変容を導き出すことができる。そのためには、児童生徒を別室等で個別に指導できるよう、組織的な生徒指導体制を確立することが大切である。

ウ 特別支援教育を踏まえた指導の充実

特別支援に係る校内研修を実施し、職員が発達障害への共通認識を持ち、一律の指

導ではなく個々の児童の実態に合わせ、個別に計画的な指導を行うことが大切である。
エ 「出席停止」と「懲戒」の適切な運用

暴力行為などの問題行動に適切に対応するためには、日ごろから小さな問題行動を見逃すことなく指導を行うとともに、義務教育においては、学校が最大限の努力を行っても解決せず、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、市町教育委員会が、その保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずる制度の活用も検討する必要がある。この制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられたものである。

また、学校教育法第11条で、「校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と示されている。

児童生徒の問題行動に適切に対応するためには、日ごろから指導方針に基づいた粘り強い指導を進めるとともに、「出席停止」、「懲戒」を行うに当たっては、その手順や手続きを慎重に進めることが大切である。

また、指導に当たっては、体罰を加えるなど違法な行為を行わないよう、引き続き徹底を図る必要がある。

参考：本誌 資料一覧 生徒指導資料 No. 28

9 いじめの問題への対応

本県では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月19日に「広島県いじめ防止基本方針」を策定し、本県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方、いじめ防止等に関する取組、学校における取組、重大事態への取組等を示している。

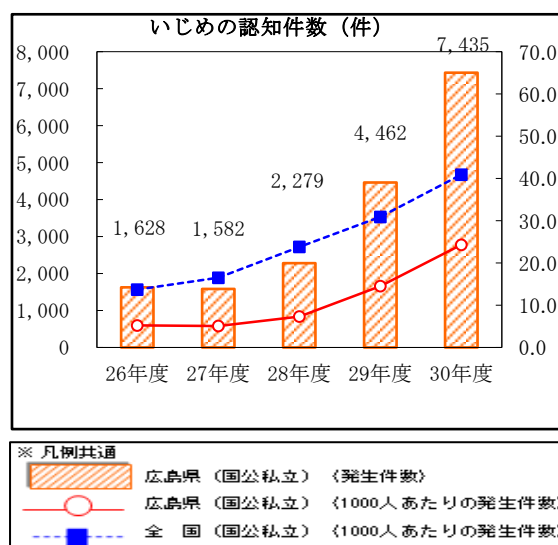
学校においては、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立すること、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る組織（「いじめ防止委員会」）を中心として、学校の実情に応じ、いじめの防止等に関する取組を体系的・計画的に進める必要がある。

本県における国公立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）・特別支援学校のいじめの認知件数の合計は7,435件で、前年度と比較すると2,973件(66.6%)増加した。

校種別に前年度と比較すると、小学校では5,127件で2,164件(73.0%)増加、中学校では1,875件で673件(56.0%)増加、高等学校では410件で127件(44.9%)増加、特別支援学校では23件で9件(64.3%)増加した。

全校種においていじめの認知件数が増加した。

「いじめは絶対に許されない。」との認識のもといじめ防止委員会を中心とした組織的な指導を徹底するとともに、関係機関や地域との連携を綿密にするなど、いじめの未然防止、早期発見や早期対応の取組が必要である。



(1) いじめの定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成17年度まで、いじめの定義について、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」という文言が使用されていたが、平成18年度調査からはそれらの文言が削除され、「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとされた。一度のからかいや悪口、仲間はずれといった行為であっても、当該児童生徒が精神的な苦痛を感じたものであれば「いじめ」として捉え、指導することが大切である。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」の定義は、次のとおりである。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

「いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）」（文部科学省）

(2) いじめの問題への対応

いじめを未然に防止するためには、「いじめは許されない行為」であるということを見守る児童生徒の心に定着させるとともに、被害者の心の痛みが理解できる思いやりを育てることが必要である。

そのためには、教職員が加害者と正面から向き合い「いじめがなぜいけないのか。」を自らの生き方や思いを重ね、本気で語ることが大切である。さらに、教職員が被害者を守りきることが重要である。

ア いじめの早期発見・早期対応

- (ア) いじめは、「どの子供にも、どの学校においても起こり得る。」という認識のもと、児童生徒等の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 「アンケート調査」、「個別面談」を年間を通して計画的に実施し、日ごろから児童生徒の状況把握に努める。
- (ウ) 学校等における相談機能を充実し、教職員と児童生徒、児童生徒間の共感的な人間関係づくりに努め、児童生徒との絆を深める。
- (エ) 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確にしてチームで対応するなど組織的な対応を行う。
- (オ) 事実関係の把握は、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行う。
- (カ) 学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者、関係機関及び教育委員会と適切な連携を図る。
- (キ) 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に対応し、学校全体で取り組む。
- (ク) 学校の指導方針及び指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し理解を得る。
- (ケ) 個人情報の取扱いに留意し、事実を隠蔽することがないように正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

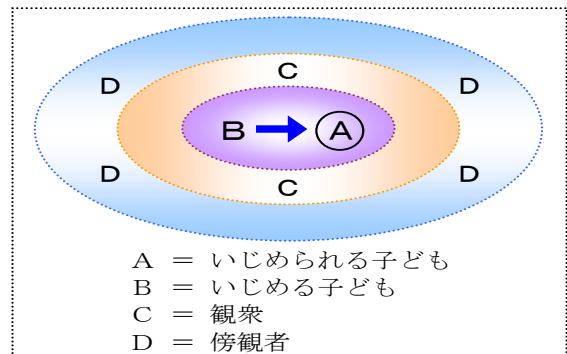
イ いじめを許さない学校づくり

- (ア) 「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒に徹底する。
- (イ) いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導や学校教育法第35条に基づいた出席停止（義務教育）等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う。
- (ウ) いじめられている児童生徒については、日ごろから学校が徹底して守りきるという姿勢を示す。
- (エ) 教職員が児童生徒一人一人をかけがえのない存在と捉え指導する。

- (オ) 教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように自覚ある言動に努める。
- (カ) 教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく継続した指導を行う。

ウ 望ましい集団づくり

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけではなく、いじめを見てはやし立てたり喜んだりする観衆、その背後で見て見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないように知らない振りをしたりする傍観者という四層構造になっている。いじめの問題の解決には、加害者への厳しい指導はもちろん大切であるが、観衆や傍観者もいじめを助長している加害者であることを児童生徒に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら解決しようとする望ましい集団づくりを行うことが重要である。



いじめ構造図

そのためには、クラス全体に「いじめは許されない。」との認識をもたせ、いじめを注意する正義感やいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導することが大切である。

エ 家庭・地域社会との連携

学校のいじめへの指導方針等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広め、緊密な連携を図ることが大切である。また、いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭・地域との連携を綿密にしてその解決に当たることが重要である。

(3) いじめの問題への取組に対する教職員の在り方

いじめの問題の未然防止及び早期発見、早期対応のためには、教職員の姿勢や認識などの指導の在り方が重要である。

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識に立ち日々の教育活動に当たること。
- イ いじめられている子供の立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りきる姿勢を示すこと。
- ウ 教職員の言動がいじめの発端となる場合があることを十分認識し、児童生徒、保護者、地域の信頼が得られるよう、教職員としての自覚と責任を持った指導を行うこと。
- エ いじめに対する学校の指導方針の周知や日常の児童生徒の状況等について、積極的に家庭と連携を図ること。
- オ いじめ等の訴えが児童生徒、保護者等からあった場合は、まず謙虚に耳を傾けるとともに、事実関係の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- カ いじめの問題の解決に当たっては、教職員等が一人で抱え込むことなく、報告、連絡、相談、確認を確実にし、決して隠すことがないように対応すること。
- キ いじめを始めとする問題行動等に対しては、あらかじめ定めている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない。」と毅然とした粘り強い指導を行うこと。
- ク 児童生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような、信頼される人間関係づくりを積極的に行うこと。

10 不登校への対応

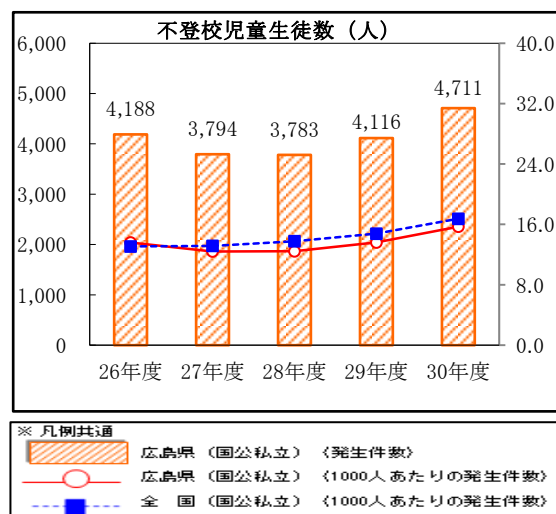
文部科学省の調査によると、平成30年度の全国における小・中学校の不登校児童生徒数は164,528人で、平成29年度の144,031人より2,0497人増加しており、依然として深刻な状況である。

(1) 広島県における不登校の現状

国公立小・中・高等学校（全日制・定時制）の合計は4,711人で、前年度と比較すると595人（14.5%）増加した。

校種別に前年度と比較すると、小学校では1,074人で181人（20.3%）増加、中学校では2,438人で289人（13.4%）増加、高等学校では1,199人で125人（11.6%）増加した。

不登校児童生徒の割合は小学校で0.59%、中学校は2.78%、高等学校で1.47%となっている。不登校児童生徒数は小学校では3年連続、中学校では5年連続増加、高等学校では2年連続増加しており、本県も深刻な課題となっている。



(2) 不登校の捉え方

不登校の解決を図るためには、「不登校への取組が、教育力を高める。」という基本認識のもと、各学校が不登校を課題として認識し、校長の明確な学校経営ビジョンとそれを実施する組織的な取組が必要である。

そのためには、不登校を次のように捉えることが重要である。

ア 不登校は、「社会的自立」に向けた進路の問題である。

不登校の解決の目標は、児童生徒が将来、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう「社会的自立」に向けて支援することにある。不登校経験者の実態調査からは、「受験（資格試験、就職試験を含む）や仕事など」、「体力の低下や不足」、「生活リズムの乱れ」、「他人との関わり」において苦労を経験したり不安を感じたりしたという回答もある。こうした点を踏まえて、不登校は、単に「心の問題」のみならず「進路の問題」であると捉え、基本的な生活習慣や学習、人間関係などの基礎・基本を身に付け、自己理解を進めることが大切である。

イ 不登校児童生徒には、適切な時期に適切な指導・支援をすることが必要である。

不登校児童生徒に「登校刺激をすべきでない。」という風潮から、登校することを待つだけになっている場合があるとの指摘が不登校問題に関する調査研究協力者会議でもある。不登校の解決のためには、学校が適切な時期に適切な指導・支援を行うことが必要であるとの認識が大切である。

ウ 児童生徒が「学校へ来ていない。」という事実を厳粛に受け止め、学校が組織的に取り組む。

不登校の要因や背景は多様であるが、児童生徒が学校へ来ていないという事実から、各学校が教育の在り方を問い直し、不登校の解決へ向けて組織的に取り組むことが求められている。

エ 担任や学校だけが抱え込まず、家庭、関係機関等と連携して取り組む。

不登校の要因や背景は多様であることから、担任や学校だけが抱え込んで対応するのではなく、家庭や関係機関等と密接に連携して取り組むことが大切である。

(3) 不登校への具体的対応

不登校は、「どの子にも起こりうる。」こととして捉えることが大切である。また、学校における不登校への取組は、不登校となっている児童生徒や家庭への理解を深めることを基本としつつ、情報を共有し、複数の教職員によるチームを形成して対応を行う。その際、スクールカウンセラー等の専門的な助言を踏まえ、必要に応じて関係機関との連携を含めた対応を行うことが重要である。

不登校の解決に向けて取り組む際には「不登校を未然に防止する取組」と「不登校児童生徒の社会的自立をめざした指導と支援」の二つの視点が必要である。

ア 不登校を未然に防止するための対策

- (ア) 様々なアセスメント方法による児童生徒の実態把握
- (イ) 児童生徒の個別の指導計画の作成
- (ウ) 児童生徒がわかる喜びを感じられるような授業づくりの工夫
- (エ) 児童生徒がお互いを認め合うような絆づくり、望ましい集団づくり
- (オ) 学校への適応を促進するためのガイダンス機能の充実
- (カ) 暴力行為、いじめ等の問題行動がない安心して学べる学校づくり
- (キ) 多様な人間関係を形成できる特別活動、体験活動等の充実

イ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援

- (ア) 様々なアセスメント方法による児童生徒の実態把握（上記）
- (イ) 個別の指導計画（上記）に基づく学習支援や児童生徒の自己理解、コミュニケーション能力の育成に向けた児童生徒への登校を促す取組
- (ウ) 関係職員やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等との密接な連携による支援体制の充実
- (エ) 不登校児童生徒の態様別、理由別による関係機関との連携
- (オ) 保護者間で支援し合えるためのネットワーク化、相談機関の紹介
- (カ) 不登校児童生徒の登校に当たっての受け入れ体制（態勢）づくり

以上のような取組を、校長のリーダーシップの下、中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確にして組織的に実施し、全ての児童生徒が安心して通え、生き生きと学ぶことのできる魅力ある学校をつくる必要がある。このため教職員と児童生徒及び児童生徒同士が互いに信頼関係を深め、教育活動を充実させることが重要である。また、不登校となっている児童生徒自身の課題克服に向けて家庭と協力して支援し、社会的自立に向けた取組を進めるため、学校、家庭及び関係機関が密接な連携を進めることが重要である。

11 児童虐待への対応

(1) 児童虐待とは

児童虐待は、児童福祉法による児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

- 児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為がある。
 - ①「身体的虐待」
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ②「性的虐待」
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - ③「ネグレクト」
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - ④「心理的虐待」
児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 教職員の対応について

教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を受けた児童を発見した場合又は虐待の疑いがある場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）又は市町の福祉部局へ通告することが法律で義務付けられている。通告後は、こども家庭センター（児童相談所）の指示を受けて対応する。

(3) 学校の対応について

令和元年5月通知「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」や広島県教育委員会が作成した「早期発見のための児童虐待チェックリスト」を活用するなどして、児童生徒の日常生活について観察するなど、日頃から児童生徒の状況の把握に努めるとともに、普段から児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成することが大切である。

学校は、市町の要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止に向けた取組を充実させる必要がある。

(4) 児童虐待に係る学校間の情報連携について

児童虐待の早期発見のためには、学校・養護施設・福祉機関等で、児童生徒の児童虐待に係る情報を、的確に伝達・共有する必要がある。

このため、本県では、児童生徒の児童虐待に係る情報を指導要録に記録し、伝達・共有することとしている。

指導要録の様式2「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「児童虐待に係る通告」、「児童虐待に係る一時保護」、「児童虐待に係る施設入所等」の3点について、日時や連携先と併せて記載し、児童虐待に係る情報を的確に伝達・共有するとともに、過去に被虐待歴のある児童生徒については、より丁寧な状況把握を行い、児童虐待の早期発見に努めることが大切である。

12 携帯電話等に係る指導

(1) 携帯電話等の利用をめぐる問題

近年、児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の所持率が増加しており、携帯電話等の機能も年々高度なものになっている。児童生徒が携帯電話等でのSNSやインターネット等を利用する機会が急激に増加している。携帯電話等の利用をめぐる問題は、詐欺等の犯罪の被害や出会い系サイト又はコミュニティサイトによる被害、さらには自撮りによる被害などに巻き込まれる問題だけでなく、食事や入浴、就寝時にも携帯電話を使用するような極度の携帯電話等への依存や、SNS等へ誹謗・中傷を書き込む、いわゆる「ネットいじめ」の問題、迷惑行為や違法行為に当たる不適切な写真等をネット上に掲載する問題など、児童生徒の生活スタイルや人間関係づくりの面に大きな影響を与えることが指摘されている。

(2) 学習指導要領における情報モラル教育

携帯電話等をめぐる様々な問題では、児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもなりうる危険性をもっているため、児童生徒が情報内容を適切に判断できる能力が必要となっている。

このような状況を踏まえ、現行学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で「情報モラルを確実に身に付けさせることが必要である。」と示されており、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の指導計画を立て、より一層取組の充実を図る必要がある。

また、「携帯電話の利用の問題に関しては、学校においては、家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。」と示されており、保護者に対しても様々な機会を通じて働きかけることが大切である。

(3) 本県における携帯電話等の指導に係る基本的な考え方

平成20年度に教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、携帯電話に係る様々なトラブルから児童生徒を守るために、「学校には、携帯電話を持ち込まない。」「家庭では、保護者が児童生徒の携帯電話に責任を持つ。」「家庭では、わが家の『ケータイルール』を作る。」「学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底する。」という四つの考え方が示された。

このうち、「学校には、携帯電話を持ち込まない。」について、広島県教育委員会では、各学校が実効性のある取組ができるよう、「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関するガイドライン」（平成21年3月4日）を示した。

また、「平成27年度携帯電話等に係る啓発活動推進会議」で、携帯電話等の使用時間と学力との関係性等が指摘されている状況を踏まえ、「わが家の『ケータイルール』の中に『携帯電話・スマートフォンによる通信を、午後9時以降はしない』という項目を盛り込む「STOP9」と名付けた取組を『全県一斉展開』する」ことが提案された。

そして、「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関するガイドライン」が示されてから約10年が経過し、児童生徒のスマートフォン等の所持率の増加や想定外の豪雨による災害など、様々な社会状況の変化が見られていることから、「平成30年度携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、平成20年度同推進会議で提案された

取組のうち、「学校には、携帯電話を持ち込まない。」について、高等学校段階では、「学校では、生徒が校内でスマホ等を使用しない指導を徹底しましょう。」に見直されるとともに、「児童生徒がスマホ等の問題について主体的に考える機会を与えましょう。」が追加され五つの提案が示された。

- 1 学校では、発達段階に応じた情報リテラシー及び情報モラル教育を充実しましょう。
- 2 学校では、生徒が校内でスマホ等を使用しない指導を徹底しましょう。
- 3 学校では、児童生徒がスマホ等の問題について主体的に考える機会を与えましょう。
- 4 保護者は、子供がスマホ等を所持する場合には、『わが家のスマホルール』を作成し、スマホ等の使用について責任を持ちましょう。
- 5 保護者は、スマホ等の学校への持ち込みを希望するときは、学校の指導方針を踏まえるとともに、子供のスマホ等の使用及び管理について責任を持ちましょう。

なお、小中学校段階においては、引き続き、携帯電話やスマートフォン等を学校へ持ち込ませない指導の徹底を図っている。

参考：本誌 資料一覧「高等学校段階のスマートフォン等の校内への持ち込みについて」